

令和6年11月

京都市指定給水装置工事事業者 各位

京都市上下水道局  
水道部水管課課長  
(給水担当)

水道用ポリエチレン管金属継手の取扱い変更について

平素は京都市上下水道事業にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本市では、京都市水道事業条例第6条の3に規定する特定区間の使用材料にポリエチレン二層管1種を採用しており、その接合材料には、水道用ポリエチレン管金属継手を採用しています。また、平成30年度からは、耐震性能強化型継手（給水システム協会規格品（WSA B 011））を併せて採用しています。

今般、金属継手メーカー各社において、耐震性能強化型継手への切り替えが進んだことから、本市の特定区間に使用する金属継手を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 品目

(変更前) 水道用ポリエチレン管金属継手 (JWWA B 116)

(変更後) 水道用ポリエチレン管金属継手（耐震性能強化型）(WSA B 011)

2 適用日

受付日が、令和7年4月1日から適用します。

※ 適用日以前の耐震性能強化型継手の使用を拒むものではありません。

3 その他

特定区間に使用する給水装置材料は、品質、形状、寸法等の性能について管理者が審査し、承諾したものを見定しています。本市指定メーカー及び製品は、給水装置材料基準（別表1-1）を参照してください。

なお、耐震性能強化型継手には、「WSA」が印字されています。

以上